

紙請求必見 請求に係る 猶予届出について

厚労省は、4月からのオンライン請求原則義務化に伴い、「紙請求」と「光ディスク等を用いた請求」について、具体的な取り扱いについて通知した。期限の迫った紙請求の猶予届出の書き方を中心に紹介する。

紙請求については、4月以降も紙請求を継続する場合、2月29日までに届け出る。光ディスク等を用いた請求(以下・CD請求)は、10月以降もCD請求を継続する場合、8月31日までに届け出る。CD請求を継続する場合、猶予届は1年の更新のため、毎年提出が必要となる。

1. 猶予届出の対象

届出をすれば、今までの請求方法を続けられる。ただし、4月以降一度オンライン請求をする場合、2月29日までに届け出る。光ディスク等を用いた請求(以下・CD請求)は、10月以降もCD請求を継続する場合、8月31日までに届け出る。CD請求を継続する場合、猶予届は1年の更新のため、毎年提出が必要となる。

②であって、新たに診療に従事する常勤の保険医の生年月日が1946年4月1日より後であるときは、遅滞なく届出を行う必要がある。届出を行う場合、

「常勤」とは、原則として保険医療機関等において定めた歯科医師の勤務時間の全てを勤務し、かつ保険医療機関等において定める1週間の勤務時間が、32時間以上の者の就業形態を指す。

2. 「書面による請求に係る猶予届出書」の書き方と添付書類

「書面による請求に係る猶予届出書」の書き方と添付書類

3. 届出方法

届出方法

【猶予の対象と様式および期日】

	締め切り	猶予の対象条件	様式
紙請求	2/29	3月31日以前の直近の請求を紙請求で行った医療機関であって、以下のいずれかの場合継続が可能 ・レセコンを使用していない ・常勤歯科医師が1946年4月1日以前生まれ(電子請求義務化時点において65歳以上でその旨を届け出ているもの)	様式第2号
CD請求	8/31	・3月まで光ディスク等により請求を行ってきた医療機関は4月以降9月まで同様の請求が可能 ・9月まで光ディスク等により請求を行ってきた医療機関の場合、届出をすれば10月以降も光ディスク等を用いた請求が可能	様式第1号

【届出の書き方】

273

ア、イ、ウ いずれか

イの場合 Cと記入

I. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称

② 電話番号

③ 保険機関コード

④ 所在地 (都道府県)

II. 届出内容

⑤ 届出を行う内容(下記ア～ウから選択)

ア. 書面による請求の継続(レセコン未使用)
【対象】レセコンコンピュータを使用していない保険医療機関・薬局

イ. 書面による請求の継続(高齢医師等)
【対象】次に掲げる保険医療機関・薬局であって、診療又は調剤に従事する全ての常勤の保険医又は保険薬剤師が生年月日が、それぞれ次に掲げる日以前であるもの

a. レセコンコンピュータを使用している薬局 :昭和19(1944)年4月1日

b. レセコンコンピュータを使用している医科診療所 :昭和20(1945)年7月1日

c. レセコンコンピュータを使用している歯科診療所 又は :昭和21(1946)年4月1日
レセコンコンピュータを使用していない診療所又は薬局

ウ. 書面による請求の終了(高齢医師等非該当)
【対象】イの対象であった保険医療機関・薬局であって、生年月日がそれぞれ上記の日より後である常勤の保険医又は保険薬剤師が新たに診療又は調剤に従事することとなったもの(届け出た月及びその翌月に限り、書面による請求が可能)
※この場合、速やかにオンライン請求利用申請と電子証明書の発行申請を行うこと。

⑥ ⑤イのa～cのうち該当する類型(a～cから選択)

⑦ 診療所・保険薬局の診療又は調剤に従事する常勤の保険医又は保険薬剤師の人数・生年月日
※全員分記載。欄が足りない場合は備考欄に記載すること。

【提出先】 朱書きで「猶予届出書在中(紙レセ)」と記載

【支払基金本部】
〒105-0004 東京都港区新橋2丁目1番3号
社会保険診療報酬支払基金
事業統括部事業サポート課 御中

【大阪府国保連合会】
〒540-0028 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号
中央大通FNビル内
大阪府国民健康保険団体連合会業務管理課 御中

2024年度介護報酬の改定案

1月22日社会保障審議会・介護給付費分科会資料から歯科医療機関が算定できる項目を抜粋

改定案	現行
5 居宅療養管理指導費 口 歯科医師が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 487単位 (3) (1)及び(2)以外の場合 441単位	5 居宅療養管理指導費 口 歯科医師が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 516単位 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 486単位 (3) (1)及び(2)以外の場合 440単位
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 362単位 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 326単位 (3) (1)及び(2)以外の場合 295単位 注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して～略～1月に4回(がん末期の利用者については、1月に6回)を限度として、所定単位数を算定する。	ホ 歯科衛生士等が行う場合 (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 361単位 (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 325単位 (3) (1)及び(2)以外の場合 294単位 注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して～略～1月に4回を限度として、所定単位数を算定する。

2024年 診療報酬改定について

診療報酬改定は、6月実施
医療DXの推進を理由に、診療報酬改定は3月に内容が示され、実施は6月からとなる。それに伴い、金属価格改定、介護報酬の訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーションの4つの項目については実施が後ろ倒しとなり、従来とは違うスケジュールとなる。

改定のスケジュールが従来とことなるため、6月からの新点数を掲載した「歯科点数数見表」は5月中旬に、「歯科保険診療の研究」は6月下旬に会員にお届けする。

書籍の追補版や正誤表は保団連HPから閲覧できる。

2024年診療報酬などのスケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
診療報酬改定						診療報酬改定 実施					
介護報酬改定								介護報酬改定 実施			
金属価格改定	1月 随時改定										
				4月 随時改定							
						6月 材料価格基準改定					
									9月 随時改定		

